

特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和6管理年度における漁獲可能量等

くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和6管理年度（くろまぐろに係る大臣管理区分にあつては令和6年1月1日から同年12月31日まで、くろまぐろに係る知事管理区分にあつては令和6年4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。）における漁業法（昭和24年法律第267号）（以下「法」という。）第15条第1項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。

第一 くろまぐろ（小型魚）

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

3,243.2トン

- 1 -

二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）

法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都 道 府 県	都 道 府 県 別 漁 獲 可 能 量
北海道	113.0
青森県	286.6
岩手県	78.8
宮城県	61.5
秋田県	26.8
山形県	12.7
福島県	11.7

- 2 -

茨城県	23.9
千葉県	60.0
東京都	13.6
神奈川県	39.4
新潟県	64.4
富山県	98.5
石川県	75.8
福井県	22.8
静岡県	29.8
愛知県	0.1
三重県	33.8
京都府	21.7

- 3 -

大阪府	0.1
兵庫県	5.6
和歌山県	28.8
鳥取県	4.9
島根県	94.6
岡山県	0.1
広島県	0.2
山口県	97.3
徳島県	11.7
香川県	0.1
愛媛県	11.1
高知県	75.5

- 4 -

福岡県	10.8
佐賀県	4.2
長崎県	728.9
熊本県	7.2
大分県	3.8
宮崎県	19.5
鹿児島県	14.2
沖縄県	0.1

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

- 5 -

大 臣 管 理 区 分	大 臣 管 理 漁 獲 可 能 量
くろまぐろ（小型魚）大中型まき網漁業	900.2
くろまぐろ（小型魚）かじき等流し網漁業等	22.0
くろまぐろ（小型魚）かつお・まぐろ漁業	25.0

第二 くろまぐろ（大型魚）

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

6,736.7トン

二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）

法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

- 6 -

都 道 府 県	都 道 府 県 別 漁 獲 可 能 量
北海道	320.7
青森県	508.0
岩手県	55.1
宮城県	22.6
秋田県	31.4
山形県	10.4
福島県	1.0
茨城県	6.2
千葉県	29.1
東京都	18.4
神奈川県	6.6

- 7 -

新潟県	97.5
富山県	15.2
石川県	41.9
福井県	19.2
静岡県	14.6
愛知県	1.0
三重県	28.8
京都府	24.1
大阪府	1.0
兵庫県	9.3
和歌山県	17.5
鳥取県	6.1

- 8 -

島根県	25.6
岡山県	1.0
広島県	1.0
山口県	26.0
徳島県	8.6
香川県	1.0
愛媛県	6.0
高知県	16.8
福岡県	7.9
佐賀県	6.5
長崎県	173.9
熊本県	6.2

- 9 -

大分県	6.4
宮崎県	16.9
鹿児島県	8.9
沖縄県	147.5

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大 臣 管 理 区 分	大 臣 管 理 漁 獲 可 能 量
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）	2,200.7

- 10 -

くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う区分）	1,800.0
くろまぐろ（大型魚）かじき等流し網漁業等	48.0
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲量の総量の管理を行う区分）	8.6
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）	762.9